

## 本事業に関する規定

### 【育成指定選手の指定等】

- ・指定期間は各年度限りであり、毎年度トライアウトを実施する。
  - ・指定選手等が次の各号に該当した場合は、指定期間中であっても指定を取り消すことができる
- (1) 日本連盟、県連合の規約に違反した場合
  - (2) 承諾書を期限内に提出しなかった場合
  - (3) 本連盟の名誉を汚し、損害を与えるなど非行があった場合
  - (4) 法令に違反する非行があった場合
  - (5) 反社会勢力に関与した場合
  - (6) 競技活動に支障が生じた場合

### 【選手の行動、物品の取り扱い、アンチ・ドーピング等】

- ・日本バイアスロン連盟が定める「日本代表選手行動規範」に準ずる
- ・貸与品は年度末に全て返納すること
- ・貸与品を故意または過失によって破損及び紛失した場合、貸借者が責任を負う
- ・日本オリンピック委員会が定める「アンチ・ドーピング規定」に準ずる

### 【指定選手の写真等】

- ・本事業として行われる国内外の競技会、公式行事、講習会、合宿、遠征、その他本事業が定めた活動等において撮影された育成指定選手等の肖像並びにその実演に係る動画映像及び写真は、本連盟が管理し、本連盟ソーシャルメディア公式アカウント運営ガイドラインに従い公式ソーシャルメディアにて使用することができる。
- ・自分が撮影した静止画や動画を個人利用に限りソーシャルメディアやブログ等に公開することが認められる。ただし、商用・営利目的での利用及び第三者の二次利用を目的とした使用は認められない。
- ・日本バイアスロン連盟が定める「ソーシャルメディア公式アカウント運営ガイドライン」に準ずる

### 【その他】

日本バイアスロン連盟が定める各規定等に準ずる